

継続手続きについてよくあるご質問（FAQ）と今後のご案内

<貸与・（新旧）給付共通>

Q スマートフォンやタブレット等での入力が可能ですか。

A. 入力出来ます。インターネットが繋がっている環境であれば、どこからでも入力することが可能です。ブラウザによっては入力が出来ない場合もありますので、以下を参照してください。

「奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム): Windows 8.1、Windows 10、iOS 11 以上、AndroidOS 8.0 以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト): Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome

※ Android は Google Chrome、iOS は Safari にのみ対応しています。

※ OS: Mac 系、ブラウザ: Firefox や PC 版 Google Chrome 等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

Q 来年度から奨学金は不要なので入力しなくてもいいですか。 **※貸与・旧給付金の場合**

A. 必ず入力して下さい。継続意思の確認画面で「奨学金の継続を希望しません」と入力することにより 2021 年 3 月振込をもって貸与終了（辞退）となります。なお、貸与終了に伴い 5 月以降（予定）に返還手続の書類を配付します。日本学生支援機構から書類が届きましたら担当者から連絡致します。重要な書類のため、連絡が来たら必ず受け取りに来て下さい。

新給付金の場合は、「辞退」することができません。新規で、来年度 4 月以降「本人都合」による「停止」を希望する場合は、「給付奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

現在、「停止」中の者で引き続き、来年度 4 月以降も「停止」の場合は、「給付奨学金の継続を希望します」を選択してください。

「本人都合」とは、他財団から給付を受給している者又は他の国費を受給している者を指します。

Q 「廃止」と「辞退」では、どのように取扱が違うのですか。

A. 「廃止」とは、取るべき手続きを行わず、強制的に奨学金が終了となることです。「辞退」は、本人の意思で、辞退手続をとったことにより奨学金が終了となることです。その為、同じ終了でも取扱が異なり、「廃止」者は、今後の手続き等で不利益になる場合もありますので、必ず取るべき手続きを行うようにして下さい。

Q 休学を考えているのですが、継続手続きはどうすればいいですか。

A. 休学する時期により、継続手続きが必要か不要かで分かります。**今年度途中で**休学される方は、継続手続きは不要です。**次年度から休学される方は、継続手続きの入力は必ず必要となります。**入力する際に、復学後も奨学金が必要な方は、継続意思の確認画面で「奨学金の継続を希望します」と必ず入力して下さい。誤って、「希望しません」に入力してしまうと「辞退」として処理され、復学後に奨学金が復活出来ないこととなります。なお、休学者は学部の事務担当者から「休学届」を受け取って提出する際に、関係部署の押印が必要となります。その際に、奨学金の《休学に伴う休止手続き》が継続手続きとは別にありますので、「休学届」と印鑑を持参の上、奨学金窓口までお越し下さい。

Q 来年度、他大学に編入をします。奨学金を継続したいのですが、どうすればいいですか。

A. 継続手続きは「奨学金の継続を希望します」と入力を行って下さい。また、別途奨学金窓口にて手続きがありますので印鑑を持参の上、2 月までには奨学金窓口までお越し下さい。

Q 親の収入書類で源泉徴収票等がない場合、どうすればいいですか。

A. 役所で発行される「所得証明書」等で金額を確認して下さい。

Q 転職や退職をしたが、収入金額はどうすればいいですか。(貸与奨学生)

A. 継続手続きでは、審査を行うことはしないため必ずしも転職後1年間の金額を入力する必要はありません。前職の金額であっても令和元年分の所得証明書等(源泉徴収票や確定申告書でも可)に記載されている金額を入力していただいて構いません。

Q 奨学金窓口へ提出する書類などはありますか。

A-1. 貸与奨学生の者は、提出する書類はありません。

A-2. 旧給付奨学生の者は、次の書類を提出して下さい。(自宅通学生は①のみ・自宅外通学生は①と②の提出が必要)(コピー可) ※2019年度採用者で申請時に生計維持者のマイナンバーを提出済の場合は①の提出は不要。ただし、「継続願」入力時に生計維持者の変更が生じた場合は①の提出が必要。

① 所得割が課税されているかどうか確認するため、令和元年度市区町村民税(非)課税証明書を準備して下さい。(金額の箇所がアスタリスク表示は不可)

② 自宅外通学生の者は、住民票を提出して下さい。

a. 生計維持者と住民票が異なる場合

→生計維持者の住民票(謄本)・奨学生本人の住民票(抄本)

b. 生計維持者と住民票が同一の場合

→生計維持者の住民票(謄本)・奨学生本人の公共料金の請求書等(コピー)

※生計維持者が別々に住んでいる場合(単身赴任等)はそれぞれの住民票が必要です。

A-3. 新給付奨学生の者は、「適格認定学修状況届」を提出してください。

Q 登録している情報と変更があります。どうすればいいですか。

A-1. 本人の電話番号・住所変更の場合は、継続手続きの入力画面で変更できます。入力する際は、半角英数に気を付けてください。文字を含む入力箇所では、英数は全て大文字となります。

※給付奨学生及び第一種奨学生の方で、通学形態(自宅→自宅外・自宅外→自宅)が変わる方は、至急奨学金窓口にお越し下さい。

A-2. 連帯保証人、保証人(人的保証)、本人以外の連絡先(機関保証)に登録している人の住所変更の場合は、継続手続きの入力を済ませてから、奨学金窓口にお越し下さい。

A-3. 電話番号(本人以外)・メールアドレス・勤務先の変更の場合は、貸与中に変更する事が出来ません。貸与終了後に、スカラネットパーソナル等で、ご自身で変更して下さい。

【今後のご案内】

・貸与奨学生は、本人の収入と支出の差が学部生で36万円以上、大学院生で45万円以上ある場合や、貸与・給付の奨学生は入力内容に不明な箇所がある場合は、担当者から確認をすることがあります。対象者には2月以降に、メール等で確認しますので必ずご返答願います。

・貸与奨学生は、本人の収入と支出の差が学部生で36万円以上、大学院生で45万円以上ある場合は、日本学生支援機構に報告後、5、6月以降に減額指導の面談を行います。対象者には呼び出しの連絡をしますので、連絡が来た学生は必ず奨学金窓口に来室して下さい。

・奨学金の振込日は、通常11日ですが、令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。

5月の振込日も中旬頃となりますので、ご留意願います。